

清水町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年清水町条例第10号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員になつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員になつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。